

第 2 次加古川市再犯防止推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

近年、刑法犯により検挙された者の数は、初犯、再犯ともに減少傾向にあるものの、検挙者数に占める再犯者数の割合は依然として 50% 近くで高止まりしており、再犯防止対策のさらなる充実強化が求められています。

本市では、令和 2 年 3 月に「加古川市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策を推進してきましたが、令和 6 年度末で計画期間が終了することから、新たに「第 2 次加古川市再犯防止推進計画」を策定し、これまで取り組んできた犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進するとともに、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援し、地域社会全体で受け入れることにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指そうとするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定する「地方再犯防止推進計画」として定めます。

3 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

4 計画の骨子

本計画は、現行計画からの継続的な計画として策定を予定しているため、基本理念、取組方針についても継続する予定です。

【基本理念】

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～今一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～

【取組方針】

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) さまざまな支援の充実
- (3) 子どもの健全育成を支える仕組みづくり
- (4) 広報・啓発活動の推進
- (5) 関係機関・団体等との連携の強化

5 今後のスケジュール

令和 6 年 8 月 関係機関（大阪矯正管区、矯正施設、保護司会 等）ヒアリング

10 月 第 2 回策定連絡会議（骨子検討）、矯正施設見学

11 月 第 3 回策定連絡会議（素案検討）

12 月中旬～1 月上旬 パブリックコメントの実施

令和 7 年 2 月 第 4 回策定連絡会議（パブリックコメントの結果報告、最終案検討）

3 月 計画の策定